

(参考様式15)

封印取り付け業務社内取扱内規 (例)

第1条 (目的)

道路運送車両法(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)、以下車両法という)第28条の3第1項の規定により、北海道運輸局〇〇運輸支局長から封印取り付けの委託を受ける受託者として、自動車登録番号標(以下、番号標という)及び封印の取り付けを的確に遂行し、並びに出納管理を的確に行うことを目的とする。

第2条 (適用)

車両法等関係法令及び封印取付け委託要領(以下委託要領という)、〇〇運輸支局の封印の受託者準則(以下準則という)並びに、この内規に定めるところによる。

第3条 (封印取付け委託の範囲)

1. その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合。
2. その販売する自動車(販売用中古自動車を含む)について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合。
3. 変更登録又は移転登録を受ける場合。(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令256号)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
4. 車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合。

第4条 (標識等)

封印取付け受託者の標識については、事業場の見やすい場所に掲示し、標識掲示届(参考様式2)を運輸支局長に提出する。

第5条 (封印取付け責任者の選任)

1. 事業場において、封印の取付け、保管及び出納に関する事項を処理させるため封印取付け責任者及び代務者を選任する。
2. 封印取付け責任者を選任・変更したときは速やかに変更届(参考様式10)を運輸支局長に提出する。
3. 事業場以外の営業所で封印の取付けを行う場合は施封責任者及び代務者を選任する。

第6条 (封印取付け責任者の職務)

1. 封印取付け責任者は関係法令等及び内規に基づき関係者に指導、監督し的確に業務の遂行にあたる。
2. 封印取付け責任者は封印の取付け、保管及び出納に関する事項を処理する。
3. 封印の取付けを行う事業場には所定の標識を見やすい場所に掲げる。
4. 封印取付け責任者及び施封責任者名簿(参考様式4)を備えこれに記録する。

第7条 (封印の受領)

〇〇運輸支局から封印の交付を受けるときは、封印受領書(参考様式8または9)を提出する。又、各営業所で封印の取付けを行う場合には、事業場に封印受払簿(参考様式8)を備え封印の受渡しの状況を明確にする。

第8条 (出張封印確認書)

出張封印において、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、登録申請時等に出張封印確認書（参考様式14）2通を提出する。

#### 第9条 （封印の保管）

登録番号標及び封印は、運輸支局より受領後、封印の数を確認し紛失・盗難のないように厳重に保管する。

#### 第10条 （封印の取付け）

1. 登録番号標及び封印の取付けは、封印取付け責任者又は代務者が行う。
2. 登録番号標及び封印の取付ける際には、自動車検査証に記載されている自動車登録番号、車台番号がそれぞれ実際の登録番号標、車両の車台番号と合致しているかを確認し、又、前後番号標の自動車登録番号が同一であることを確認する。
3. 封印の取付けは、予め運輸支局に届出した標識を掲げた封印取付け場所において後面登録番号標に的確に施封する。

#### 第11条 （封印取付けの記録）

封印取付けが完了次第、事業場及び各営業所ごとに封印取付け台帳（準則第11号様式）に記録し、封印取付け責任者又は代務者の印を捺印する。

#### 第12条 （封印の打損・紛失）

封印の打損・紛失又は盗難が発生した場合には、速やかに数量、事情を運輸支局長に報告する。

#### 第13条 （封印取付け台帳等の保管）

事業場及び各営業所に封印取付け台帳（参考様式9）を備え、取付けに係る自動車の登録年月日、自動車登録番号、車台番号及び施封年月日の記録し2年間保存しなければならない。

#### 第14条 （変更届）

封印取付け受託者の氏名又は名称もしくは住所、又は事業場の名称もしくは所在地（位置の変更を除く）に変更があったときは、速やかに変更届（参考様式第10号）を運輸支局長に提出する。

#### 第15条 （承認の申請）

1. 事業場の位置を変更しようとするときは、予め承認申請書（参考様式11）を運輸支局長に提出する。
2. 封印の取付けの業務をやめようとするときは、予め承認申請書（参考様式12）を運輸支局長に提出する。

#### 第16条 （無償受託）

手数料の請求を行わない旨を予め文書をもって通知することにより手数料請求を放棄することができる。

#### 附則

- ・この取扱内規は封印受託日より実施する。
- ・この取扱内規に規定する帳簿等は、〇〇運輸支局の「封印取付け受託者準則」による。